

令和6年8月30日
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂案」
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂案」について、令和6年7月12日から同年8月2日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計866件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。

なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

番号	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	対象児童生徒、関係児童生徒への言葉については、いじめを受けた者、いじめを行った者に変えるべきではないか。(はじめに)	対象児童生徒、関係児童生徒の定義に関しては、本ガイドライン改訂案の「はじめに」にある通りであり、いじめを受けた者、いじめを行った者を意味するものではありません。
2	「こども基本法」の法律番号を記載したほうがよい。(はじめに)	いただいた御意見を反映させていただきます。
3	いじめの重大事態調査(以下「重大事態調査」という。)の概要が記載され、その後、目的が記載されているが、目的を明らかにするという意味で、先に目的を記載した方がよいのではないか。(第1章)	重大事態調査の目的を理解していただくためにも重大事態調査とは何かを記載することが必要であると考えており、先に重大事態調査の概要を記載させていただいております。
4	重大事態調査の目的は、児童等の尊厳を保持するためであることから、そのことについて明記すべきである。(第1章第2節)	「第1章第2節 重大事態調査を実施する目的」の文章内に追記を行いました。
5	重大事態に対する平時からの備え等は、全ての教職員に求められるものであり、「全ての教職員」と「教職員」を書き分けたいほうがよい。(第2章)	いただいた御意見を反映させていただきます。
6	「重大な被害が確認できた場合や欠席が多くなってきた児童生徒について重大事態につながる可能性が高い場合、学校と家庭が連携して(略)」とあるが、これは、可能性が高いかどうかの基準がなく、判断がつかない場合、説明がなかったということではトラブルになる危険性があるのではないか。(第2章第1節)	御指摘を踏まえ、「重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、(略)」と記載させていただきます。
7	いじめに関する対応については、警察が直接介入を行うべき。また、犯罪行為と考えられるいじめについては、まず、警察に連絡するべきではないか。(第3章第2節)	令和5年2月7日付「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(以下「警察連携通知」という。)において、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第23条第6項に

		<p>基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならないこととしており、本ガイドライン改訂案第3章第2節においてもその旨記載しております。</p>
8	<p>学校が、当該いじめについて、犯罪行為と判断することは出来ないのではないか。(第3章第2節)</p>	<p>警察連携通知で犯罪行為となりうるいじめの態様について周知を行っており、通知に沿って、適切に判断いただきたいと考えております。</p>
9	<p>「対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは「決してあってはならず」というのはいいすぎではないか。(第3章第4節)</p>	<p>重大事態の認定については、法第28条の規定に沿って運用されるものと考えておりますので、対象児童生徒等が重大事態の認定について希望していないからといって、重大事態として取り扱わないという運用は想定されておりません。対象児童生徒等が調査を希望しない場合でも調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒等に対して丁寧に説明する必要があると考えております。</p>
10	<p>保護者等からの申立てがあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされていたが、いじめが起これない状況であるかどうかの確認作業をするという学校・行政の行為を認め、学校・行政の裁量を認めることとなり、重大事態の認定は大きく後退するのではないか。(第4章第2節)</p>	<p>本ガイドライン改訂案においても、「いじめの防止等のための基本方針」(以下「基本方針」という。)に記載の通り、保護者等からの申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」等と考えたととしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとしております。なお、申立て時点において、学校が対象児童生徒へのいじめの事実を確認できていない場合には、対象児童生徒の保護や二次的な問題の発生を未然に防ぐため、対象児童生徒の心のケア、必要な支援を速やかに行うことが重要であると考えており、必要に応じて、学校いじめ対策組織が事実の確認を行うことが考えられます。そのため、本改訂によって重大事態の認定が後退するものとは考えておりません。</p>

11	「法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合」を具体的に記載してほしい（第4章第2節）	御指摘を踏まえ、追記させていただきます。
12	重大事態調査に係る文書保存については義務であることを明記すべきであり、保存期間も5年は短いのではないか。（第5章第2節）	重大事態調査に係る文書保存については、各教育委員会等の文書管理規則に基づいて行われるものであり、必要に応じて、5年を超えて保存することもありうると考えております。
13	重大事態調査については、全て第三者委員会方式による調査を行うべき。（第6章第2節）	重大事態調査については、法第28条において「学校の設置者又はその設置する学校は、（略）調査を行うものとする」ことになっております。また、本ガイドライン改訂案においても、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等、特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい旨記載させていただいており、記載を踏まえて、調査主体において適切に対応されることと考えております。
14	同地域内にいる、スクールカウンセラー等は、雇用主が同一である以上、第三者には当てはまらないのではないか。（第6章第2節）	雇用主が同じであったとしても、当該学校に関係していないなど、第三者性が確保される場合は存在すると考えております。御指摘を踏まえて、具体例を記載させていただきます。
15	調査組織を常設とした場合も、案件に応じて、第三者性が確保されているかどうか、確認すべきである。（第6章第2節）	調査組織を常設とした場合については、当該組織に第三者に当たる者を追加して調査を行うことや当該組織の下に別途個別重大事態の調査を行うための部会やワーキングを設置することが考えられる旨記載しております。
16	不登校重大事態については、原則として学校を調査主体とするとされているがこれは今回の改訂で削除してほしい。（第6章第1節）	不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととしております。

17	「対象児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査することが望ましい」とあるが、関係児童生徒の個人的な背景や家庭状況も調査対象とするべきではないか。また、プライバシーの観点もあることから、本人の同意の要否について記載すべきではないか。(第7章第2節)	本ガイドライン改訂案においても、関係児童生徒の個人的な背景等も調査対象とすることを念頭においていますが、御指摘を踏まえ、分かりやすく修正を行います。また、本人への確認については、第7章第2節(1)④調査事項の確認において、「～理解を求める」と記載させていただいております。
18	26ページの枠線内の「1号事案」、「2号事案」とは何か。(第7章第2節)	1号事案は、法第28条第1号に該当する事案を、2号事案は法第28条第2号に該当する事案を指しますが、「1号重大事態」「2号重大事態」と修正させていただきます。
19	対象児童生徒から要望があった者でも、調査組織の判断で聴き取りを行わない場合もあることを付け加えるべきではないか。(第7章第2節)	第7章第2節においても記載している通り、重大事態の調査において、どのような事項やどのような対象に調査するのかについては、対象児童生徒等に説明することが重要であり、その中で対象児童生徒から要望があったが、聴き取りを行わないと判断した場合、その理由等を説明することが望ましいと考えております。
20	経過報告や調査結果報告を説明する者について、別途適切な者とは誰か、また、調査主体者ではなく、調査委員が説明すべきではないか。(第8章第2節)	別途適切な者とは、例えば、関係者と摩擦が生じていない者等を念頭に記載しております。調査委員が経過報告等を行うと、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくるため調査主体が説明すべきであると考えております。
21	全件、聴き取りについては専門家又は第三者の同席・参加を行うことが必要と読めてしまうので、特段の配慮が必要な事案・対象者の場合といった限定した表現が追加されるべきではないか。(第8章第2節)	公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聴き取りを担う又は参加することが望ましいと記載しておりますが、調査主体の判断により、別の対応を行うことはあり得ると考えております。
22	報告書の共通事項が細かすぎるのではないか。(第8章第3節)	本ガイドライン改訂案にもある通り、調査報告書を作成する際に参考にする標準的な項目を記載しており、関係者が参考にしやすいような記載としております。

23	報告書の共通事項である、「当該事案の事実経過から認定しうる事実」という記載は「いじめと重大な被害との関係性」という記載が適切ではないか。(第8章第3節)	いじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめることが重要であると考えておりますので、原案とさせていただきます。
24	「個人的な背景(例:発達的な特徴、人格特性や精神疾患)及び家庭での状況(家庭環境、直近の家庭での出来事)など」の精神疾患は身体的な疾患も含まれる可能性があるため「疾患」にすべきではないか。(第8章第3節)	御指摘を踏まえ、「疾患」に変更させていただきます。
25	「事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合)加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる」とあるが第三者委員会についてはここまで出来ないのではないか。(第8章第3節)	第三者委員会については、構成員の中に、大学教授やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が参加することを想定しており、加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討することは可能だと考えております。
26	現行のガイドライン12ページに記載がある(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明)に記載されている『ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。』という一文がないので記載して欲しい。(第9章第1節)	御指摘を踏まえ、反映させていただきます。
27	個人が特定される可能性があるため、調査報告書については、公表を控えるべきではないか。(第9章第3節)	調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなると考えておりますが、公表の際は、個人が特定されないような対応を行う必要があると考えております。
28	第11章第1節の●5個目の「調査報告書の中で、いじめを行った児童生徒	御指摘を踏まえ削除いたします。

	<p>に対しては～」の「調査報告書の中で」という文言は不要ではないか。 (第11章第1節)</p>	
29	<p>調査結果に対して、保護者が満足しないことをもって、再調査とはならないことを明記していただきたい。(第12章第1節)</p>	<p>第12章第1節(2)に再調査を行う必要がある場合を記載させていただいております。</p>
30	<p>別添資料1に掲載されていないことを理由に重大事態として取り扱わないという運用が考えられるため、掲載している事案を充実させて欲しい。(別添資料1)</p>	<p>現在でも多くの事例を記載しておりますが、別添資料1に掲載されていないことを理由に重大事態として取り扱わないことがないようにその旨追記をいたします。</p>
31	<p>重大事態調査報告書が実際の訴訟で活用されている実態があるため、刑事・民事・行政上の責任を問うものではないということを強調して記載してほしい。(全般)</p>	<p>本ガイドライン改訂案において、複数回記載させていただいております。</p>
32	<p>現行ガイドラインの「第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合」の記載を残すべきではないか。(全般)</p>	<p>同趣旨を第4章第1節(1)に記載をしております。</p>
33	<p>重大事態の調査に要する期間、開始までの期間等の目安を記載すべきではないか。(全般)</p>	<p>重大事態調査に関しては、調査組織委員の選定や聴き取りの状況等は事案によって異なることから、本ガイドライン改訂案においては、目安期間を設定しておりません。</p>
34	<p>学校におけるいじめについては、対象者が事象を正確に覚えていない等の場合があるので、その点についても、改めて事実確認の前提として伝えるべき。(全般)</p>	<p>第8章第2節(3)(4)にて、その旨記載しております。</p>
35	<p>診断書や被害届がない場合でもいじめの重大事態になることを記載してほしい。(全般)</p>	<p>別添資料1にその旨記載させていただきます。</p>
36	<p>当該児童生徒が卒業していることを理由に、申し立てを取り下げさせてはいけないという記載をしてほしい。(全般)</p>	<p>第4章第2節において、卒業した児童生徒等が在籍時のいじめの重大事態について申し立てを行う場合も想定して記載をしております。</p>
37	<p>対象児童生徒が在学中で、重大事態の対象になっていることを他の児童生徒</p>	<p>第7章第2節に記載している通り、対象児童生徒等が関係児童生徒等への聴き取り等を辞</p>

	に知られたくない場合、聴き取り調査やアンケート調査をする際、どのような説明をすればよいか記載して欲しい。(全般)	めて欲しいと訴えている場合の対応について記載をしておりますので、その記載を参考に調査主体において対応していただくものと考えております。
38	本ガイドラインの法的根拠を記載してはどうか。(全般)	本ガイドラインの位置づけについては、改訂案の「はじめに」でも記載させていただいておりますが、法第 11 条に基づいて作成された基本方針等に則した調査を実施するために作成されているものです。また、基本方針の中にも、いじめの重大事態については本ガイドラインにより適切に対応する旨記載がなされているところです。
39	～であることが望ましい、～であることが考えられる等の記載は全て「～の必要がある」という記載にして、調査主体等に義務づけるべき。(全般)	本ガイドライン改訂案では、記述内容の趣旨が明確に伝わるよう、関係法令や基本方針を踏まえて、行うことが求められる事項は、「～するものとする」、「～が必要である」といった表記をしています。 また、法の趣旨や過去の重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項は、「～が望ましい」、事案の特性や対象児童生徒の状況等により複数の選択肢が考えられ、文部科学省として考えられる方策を例示する事項については、「～することが考えられる」と表記しております。
	その他 ・加害児童生徒については、転校を含めた対応を検討すべきであり、厳罰化を行うべき。 ・いじめに関する事態について隠蔽を行った、助長したと認められる教師、教育委員会については、処分を行うべき。 ・本ガイドラインに沿った対応を行っていない教師、教育委員会については処分を行うべき。	頂いた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきますと考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校におけるいじめの場合については、地方議会の関与を増やし、再発防止に取り組むべき。 ・不登校の定義については、「相当の期間」（約 30 日）を欠席することを要件としているが、早退や遅刻も含めて計算するべきではないか。 ・学校、教育委員会がいじめに関する措置を行っていない場合については、首長部局や文部科学省等に報告することが出来る制度を設けるべき。 ・重大事態調査に関して、調査方法・調査組織・調査報告書・再発防止策について、対象児童生徒・保護者の意見を出来るだけ反映して対応を行うべき。 ・改訂版であることが明らかになるように、ホームページ等で周知してほしい。 ・法第 28 条第 1 項の「疑い」という部分が分かりにくいいため、本ガイドラインにおいては、「可能性が少しでもある」「いじめによる影響が懸念される」等、分かりやすい表現にすべきではないか。 ・いじめの未然防止教育において、ネットいじめに関する内容やいじめには犯罪行為となりうるものもある等しっかり子供達に教育するべきではないか。 ・未然防止に関する記載を充実させ、「いじめ重大事態に関する予防と対応のガイドライン」という名前に変えた方がよいのではないか。 ・不登校児童生徒への支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、児童相談所など 	
--	---	--

	<p>の連携について記載すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な重大事態調査が実施されるためには、保護者の協力が必要であることから、保護者の姿勢についても記載して、学校と保護者の連携強化を行うべきではないか。 ・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる旨を学校いじめ基本方針に記載し、その旨を入学式等で周知すべき。 ・調査組織における第三者の確保については、自治体が行うのではなく、国が行うべきではないか。 ・第三者の報酬について、国が予算を確保すべきであり、さらにもっと踏み込んだ記載が必要ではないか。 ・重大事態の調査報告書は概要ではなく本体を提供することとすべき。 ・追加調査の判断について、文部科学省や第三者が介入するべきではないか。 ・調査組織等の説明についてHPで公開していることを理由に説明を省略してはならないということを記載してほしい。 ・結果の公表については学校や設置者側での対応が難しいことから、国で最低限の公表基準を決めるべき。 ・再調査を開始する要件は記載されているが、再調査を終了する要件については記載されていないため、記載していただきたい。 ・上記と同趣旨の御意見も含めた 806 件の御意見 	
--	--	--